

魚津市スポーツ施設 指定管理者募集要項

令和7年10月
魚津市教育委員会
生涯学習・スポーツ課

目 次

1	施設の概要	1
2	スケジュール	2
3	指定管理者の実施業務及びその基準	2
4	指定期間	2
5	経費に関する事項	3
6	指定管理者の応募	3
7	指定管理者候補者の選定	7
8	指定管理者の指定手続等	9
9	その他	11
10	添付資料	11
11	問い合わせ先	11

魚津市スポーツ施設指定管理者募集要項

魚津市スポーツ施設の利便性や快適性の向上及び維持管理業務の合理化を図るため、魚津市スポーツ施設の維持管理運営業務を行う指定管理者を次のとおり募集します。

1 施設の概要

(1) 対象施設

次に掲げる施設を一括して管理運営するものとする。

ア 魚津テクノスポーツセンター（魚津テクノスポーツセンター条例（平成9年魚津市条例第34号）に規定するもの）

イ 魚津市営体育施設（魚津市営体育施設条例（昭和33年魚津市条例第15号）に規定するもの）

ウ 魚津桃山運動公園（魚津市都市公園条例（昭和46年魚津市条例第18号）に規定する魚津桃山運動公園及び同施設と一体をなすもの。以下同じ。）

(2) 施設の所在

	名称	所在地
魚津テクノスポーツセンター	魚津テクノスポーツドーム	魚津市北鬼江 2898-3
	室内温水プール	魚津市北鬼江 2899-1
魚津市営体育施設	魚津市弓道場	魚津市本江 2998
	市営吉田グラウンド	魚津市本江 2998
	魚津市天神山野球場	魚津市小川寺 5995
魚津桃山運動公園		魚津市出字桃山 36

(3) 施設の規模等

別紙1「魚津市スポーツ施設概要一覧表」のとおり。

(4) 旧総合体育館の維持管理について

魚津市営体育施設条例に規定のあった総合体育館（体育室・プール）については、令和3年3月末に体育室が、令和7年7月末にプールがそれぞれ廃止となり、現在は、建物のみが残されている状況です。

この旧総合体育館の建物（別紙2「旧総合体育館の維持管理」のとおり）については、指定期間中（令和8年度から令和12年度まで）において、各年度における当初予算での予算化を条件に、市と指定管理者が別途委託契約を締結の上、指定管理者による最低限の維持管理（光熱水費の支払い、法定点検の対応等）を実施する予定としていますので、応募者はこのことを了承の上応募してください。

(5) 旧総合体育館跡地（敷地全体）の利活用について

市が策定した「魚津市公共施設再編方針（令和6年度改訂版）」において、弓道場及び吉田グラウンドは、総合体育館のプールの方針に合わせて「廃止する」とされており、また、旧総合体育館跡地（敷

地全体)については「民間への譲渡を含め、幅広く検討する」ことが示されています。

当該プールは、前記(4)のとおり令和7年7月末で廃止されましたが、令和7年9月現在、旧総合体育館跡地(敷地全体)の利活用方針が定まっていないことから、弓道場及び吉田グラウンドの廃止時期は未定です。しかし、指定期間中(令和8年度から令和12年度まで)であっても、利活用方針の進捗に伴い、弓道場及び吉田グラウンドの廃止や、旧総合体育館跡地(敷地全体)の民間への譲渡など、指定管理の対象施設が変更(減少)される可能性がありますので、応募者はこのことを了承の上で応募してください。

なお、市は、上記施設廃止以降における当該施設に係る指定管理料の支払いは行わず、また、この対象施設の変更(減少)に伴う損失補償等について一切の責任を負いませんので、併せてご留意ください。

2 スケジュール

指定管理者の応募から決定までのスケジュールは、概ね次のように予定しています。

内 容		日 程
応募	募集要項の配布期間	令和7年10月1日から10月31日まで
	応募内容に関する質問の受付期間	令和7年10月1日から10月20日まで
	現地説明会の実施	令和7年10月15日
	質問に対する回答	令和7年10月24日
	応募の受付締切	令和7年10月31日
	選定委員会によるヒアリングの実施	令和7年11月上旬【予定】
指定 手 続 等	指定管理者候補者の決定通知(応募者全員に対する結果通知)	令和7年11月下旬【予定】
	指定管理者の指定(魚津市議会による議決)	令和7年12月下旬【予定】
	協定書の締結	令和7年12月指定議決後まもなく
	前任者からの引継ぎ	令和8年3月31日まで

3 指定管理者の実施業務及びその基準

- (1) 指定管理者が実施することとなる業務及びその基準については、別添「魚津市スポーツ施設業務仕様書」で定めるとおりとします。
- (2) 指定管理者が実施する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査することができるものとします。
- (3) 指定管理者が実施する業務に不正行為があった場合及び管理の基準を満たしていないと判断した場合は、是正勧告を行い、改善が見られないときは指定を取り消すことがあります。

4 指定期間

指定管理者が魚津市スポーツ施設の管理を行う期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日

までの5年間とします。

5 経費に関する事項

魚津市スポーツ施設においては、地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制度を採用します。従って、有料施設等の利用料金収入は、全て指定管理者の収入となります。

また、本事業に係る経費のうち一定の額については、市が指定管理者に対して支払うこととします。経費の取扱い等については、次のとおりとします。

(1) 指定管理料の上限額

市が指定管理者に対して支払うこととなる指定管理料の上限額は次のとおりです。よって、この上限額を上回る応募は失格となります。

市が指定管理者に対して支払うこととなる指定管理料については、全体額については基本協定で、毎年度の指定管理料については年度協定で明示することとします（協定で定めた金額については、原則として変更することはありません）。

また、この額については、市が指定管理者に対して支払うこととなる消費税及び地方消費税相当額が含まれたものですので、注意してください。

指定管理料の上限額	1,031,000千円（5か年分）
-----------	-------------------

(2) 指定管理料の支払い

指定管理料は年度協定に基づき分割して支払います。

(3) 指定管理料の精算

協定により定めた指定管理料には、修繕料を含んでいます。修繕料については、年度終了後精算し、不用額が生じた時は、市の指定する期日までに返納するものとします。

(4) 区分経理等

指定管理者は本業務に係る経理とその他の業務に係る経理、団体自身の運営に係る経理を区分して整理しなければなりません。また、経理は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

(5) 室内温水プール

室内温水プールは、令和7年8月1日に供用開始したばかりであり、運用実績が乏しい状況であることにご留意ください。

※本指定期間中の指定管理料及び利用料金収入については、次のとおり取り扱うこととします。

①本市では、行財政改革の取組みとして、公共施設使用料について、令和8年10月からの見直しを計画しています。

- ②指定管理料の算出に当たって、利用料金収入については、現在の利用料金を基に見込みを行ってください。
- ③公共施設使用料に増額改定があった場合の利用料金収入については、利用料金増額分の2分の1を市に納入し、残りの2分の1については、指定管理者の収入（インセンティブ）となります。ただし、当該年度の収入総額が支出総額を下回る場合は、市への納入はしないものとします。

6 指定管理者の応募

(1) 応募資格

ア 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない。）

イ 魚津市内に事務所を置く又は置こうとする団体であること。

（※『事務所を置く』とは、当該施設内あるいは市内の別の場所に、単に設置しているという意ではなく、管理上の連絡調整や危機管理時の迅速な対応等のための人員配置等の体制が整っていることを要する。）

ウ 団体又はその代表者が、次の者に該当しないこと。

（ア） 法律行為を行う能力を有しない者又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続き中の者

（イ） 破産者で復権を得ない者

（ウ） 地方自治法施行令第167条の4第2項（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、本市における競争入札等の参加を制限されている者

（エ） 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから5年を経過しない者、又は、指定管理者に指定することが不可能となり、若しくは著しく不適当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けてから5年を経過しない者

（※指定管理者に指定することが不可能となり、若しくは著しく不適当と認められる事情とは、「被選定者が倒産したとき」や「被選定者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき」などである。）

（オ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

（カ） 市税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和7年10月1日（水）午前8時30分から令和7年10月31日（金）午後5時まで

イ 配布方法

魚津市ホームページにて公開しますので、各自でダウンロードしてください。

(<https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=25880>)

(3) 応募の受付

ア 応募の受付期間

令和7年10月1日（水）午前8時30分から令和7年10月31日（金）午後5時まで【必着】

イ 応募方法

電子メールにてメールアドレス「sports@city.uozu.lg.jp」宛てに応募書類をデータ提出してください。この際、メールの件名は「魚津市スポーツ施設指定管理者の応募」としてください。なお、添付ファイル容量の上限は10MB ですのでご配慮ください。

(4) 応募書類

次の書類を各1部提出してください。

ア 指定管理者指定申請書（別記様式第1号）

イ 事業計画書等（別記様式第2号、別記様式第2号の2～5）

ウ 添付書類

(ア) 応募資格を有していることを証する書類

応募資格を定めた見出し符号	提出しなければならない書類	
6(1)ア	法人の場合	登記事項証明書
	地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第260条の2第12項の証明書
	法人でない場合	団体の規約及び構成員名簿
6(1)イ	現在市内に事務所を置いている場合	市内に事務所を置いていることを証する書面
	現在市内に事務所を置いていない場合	今後市内に事務所を置くことを誓約する書面
6(1)ウ(ア)、(イ)	法人の場合	なし
	法人でない場合	6(1)ウ(ア)、(イ)に該当しない旨の申立書（様式第4号）
6(1)ウ(ウ)、(エ)		6(1)ウ(ウ)、(エ)に該当しない旨の申立書（様式第4号）
6(1)ウ(カ) (市税関係)	納税義務がある場合	市税について滞納がないことを証した書面（写し不可）
	納税義務がない場合	納税義務がない旨を記載した申立書（様式第5号）
6(1)ウ(カ) (消費税・地方消費税関係)	納税義務がある場合	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2又はその3の3による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）（写し不可）
	納税義務がない場合	納税義務がない旨を記載した申立書（様式第5号）

(イ) 団体の定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに相当する書類

(ウ) 団体の活動内容等を記載した書類

a 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び前事業年度の事業報告書の写し又

はこれらに相当する書類（新たに設立される法人等については、事業計画書のみで可）

b 役員名簿並びに組織及び人員に関する事項について記載した書類

(エ) 団体の経営状況を説明する書類

a 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び前事業年度の収支（損益）計算書の写し又はこれらに相当する書類（新たに設立される法人等については、収支予算書のみで可）

b 前事業年度の貸借対照表及び財産目録の写し又はこれらに相当する書類（新たに設立される法人等については、設立時におけるこれらに相当する書類）

(オ) 同種又は類似施設の管理運営実績がわかる書類（実績がある場合のみ）

a 同種又は類似の施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間集客数等

b 同種又は類似の施設の管理運営体制、管理運営業務の期間

c 同種又は類似の施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等

(5) 応募に係る質疑

ア 質疑の受付期間

令和7年10月1日（水）午前8時30分から令和7年10月20日（月）午後5時まで

イ 質疑方法

電子メールにてメールアドレス「sports@city.uozu.lg.jp」宛てに質問票（別記様式第3号）をデータ提出してください。この際、メールの件名は「魚津市スポーツ施設指定管理者募集要項に関する質問票」としてください。

ウ 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和7年10月24日に魚津市ホームページにて公開します。

(<https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=25880>)

(6) 応募の撤回・応募書類の修正等について

ア 応募の撤回・応募書類の修正（軽微な修正は除く。）はできません。

イ 提出された応募書類は返却しません。

ウ 応募1団体（グループ）につき、提案は1案とします。複数の提案はできません。

エ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

オ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で使用できるものとします。

カ 応募書類は、提出者に無断で魚津市スポーツ施設の指定管理者募集に係る業務以外に使用しません。

(7) 現地説明会

ア 説明会日時及び集合場所

令和7年10月15日（水）午後1時から午後5時まで【予定】

魚津テクノスポーツセンター（魚津テクノスポーツドーム メインエントランス）に集合

イ 説明内容

魚津テクノスポーツドーム、室内温水プール、弓道場、吉田グラウンド、魚津桃山運動公園、天神山野球場の順に施設を巡回し、施設の概要等を説明する予定です。

ウ 受付及び受付先

説明会への参加を希望する場合は、令和7年10月14日（火）正午までに、電子メールにてメールアドレス「sports@city.uozu.lg.jp」宛てにお知らせください。この際、メールの件名は「魚津市スポーツ施設現地説明会の申込」とし、メールの本文に「事業者名」及び「参加者の氏名、部署、肩書、メールアドレス、電話番号」を記載してください。なお、説明会への参加は、1団体あたり2名までとします。

（8）選定委員会によるヒアリング

応募内容（提案）については、ヒアリング（又はプロポーザル）を予定しています。

開催時期は、令和7年11月上旬を予定しています。日程等が決定次第、各応募者にお知らせします。

7 指定管理者候補者の選定

（1） 選定方法

指定管理者候補者の選定は、「魚津市公の施設指定管理者選定審査会設置要綱」に基づき設置する「魚津市公の施設指定管理者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）における審査を経て行います。応募内容の審査により、応募者の順位付けを行い、第1位の者を指定管理者の候補者として選定します。なお、応募者が1者しかない場合も、その者が指定管理者の候補者として適しているかどうかの審査を行います。

（2） 審査方法

ア 第1次審査

応募者から提出された指定管理者指定申請書等の書類をもとに、募集要項に定めた資格・要件等が備わっているかどうかを審査します。

イ 第2次審査

選定審査会において、評価基準に掲げる評価項目ごとに事業計画書等の審査を行い、総合的な評価を行います。

（3） 評価基準

選定審査会が応募者を審査するにあたっては、次表による評価項目及び配点ウエイトにより評価します。

魚津市スポーツ施設評価基準表

評 価 項 目	配 点
1 施設の設置目的、適正な管理が達成できるか ・施設の設置目的に合致した方針か（目的から逸脱していないか）	20

・仕様書に定める適切な管理業務が確保できるか ・類似した施設管理の運営実績はあるか（実績やノウハウが有効であるか） ・受託への意欲、熱意はあるか	
2 市民の平等利用・安全が確保できるか ・不当な利用制限項目はないか（特定の者のみに有利な利用になっていないか） ・市民サービスの向上が図られるか（適切な接客ができる体制であるか） ・利用料金制を導入する場合、金額の設定は妥当か ・利用者の安全確保が図られるか	20
3 施設の効用を最大限に発揮できるとともに経費の縮減が図られるか ・収支計画の内容は妥当か（管理経費の縮減はなされているか） ・利用者数や増加率等の目標値が設定されているか ・利用促進に対する前向きな姿勢が認められるか ・閑散時の有効活用、利用の少ない施設の有効活用は図られるか ・リピーターの増加策は図られるか ・イベントの誘致は図られるか ・利用者増のための有効なPR活動がなされるか ・自主事業が利用者サービスにつながるか	30
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか ・適切な管理運営が可能な収支計画・資金計画か ・安定した管理体制を提供できる財政基盤が構築されているか ・責任者の所在など、適切な配置人数及び配置方針となっているか ・常勤職員の常駐体制がとれているか、無理な勤務体制となっていないか ・施設管理に適した職員が配置されているか ・職員の育成について、どのような考えがあるか	30
5 市民の声が反映される管理が行われるか ・利用者の意見、要望などを運営に反映させる工夫がなされるか ・トラブル発生時に適切に対処できると認められるか ・苦情処理の体制は明確になっているか	10
6 緊急時対応などについて ・災害、事故の対応について、どのように考えているか ・事故防止に向けた取組みを行っているか	20
7 個人情報保護の措置について ・利用者の個人情報を取り扱う場合、どのような保護措置を講じているか ・個人情報の保護について十分に理解しているか	10
8 環境に配慮した経営を行っているか ・ISO 14001 などを取得しているか ・環境に配慮した経営について、独自の考え方はあるか	10
9 障害者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10

・福祉対策について、独自の考え方はあるか。	
10 地域活動との関わりや地域に対する貢献についての考えはあるか ・地域や関係団体等との連携について独自の考え方はあるか。 ・地域に根ざした施設作りのための独自の考え方はあるか。	10
11 本市のスポーツ振興に関する考え方や取組について ・本市のスポーツ振興に資するものであるか	10
12 その他の課題について ・点在する施設の管理運営上の問題点が解決できる提案であるか。 ・徴収方法は費用対効果が考慮され、利用者の利便性向上に資するものであるか。 ・イノシシ被害の拡大防止策は有効と考えられる提案であるか。	20 (10) (5) (5)
合 計	200

(4) 審査結果

結果は、全応募者に対して令和7年11月下旬頃までに通知します。

また、結果（応募者名及び得点）を公表します。

8 指定管理者の指定手続等

(1) 選定審査会による指定管理者の候補者の選定後は、指定管理者の指定の手続として、魚津市議会の指定の議決を経る必要があります。

(2) 指定の議決があったときは、その旨を指定管理者の候補者に通知するとともに、告示し、魚津市役所掲示場において告示事項の掲示を行います。

(3) 前記(2)の手続の後、市と指定管理者は協定書を締結します。

(4) 協定書は「基本協定」と「年度協定」の2つを締結します。

ア 基本協定

基本協定は、指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

イ 年度協定

年度協定は、年度ごとの業務及び指定管理料の支払いに関する事項を定める協定です。

(5) 各協定書の主な内容は、次のとおりです。

ア 基本協定

- (ア) 協定締結に関する基本的な事項
- (イ) 指定期間に関する事項
- (ウ) 業務の範囲及び実施に関する事項
- (エ) 業務の実施状況の確認に関する事項
- (オ) 指定管理料及び利用料金に関する事項

- (カ) 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- (キ) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- (ク) その他

イ 年度協定

- (ア) 当該年度の業務内容に関する事項
- (イ) 当該年度に市が支払うべき指定管理料に関する事項
- (ウ) その他

(6) 事業の実施が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の業務開始前までの期間（令和8年3月31日以前）

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者が、次の事項に該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

なお、取消しとなった場合は、前記4の応募者の順位付けにおいて2位に決定した応募者を指定管理者の候補者として選定することとします（第2位の応募者について同様の事態が発生した場合は、第3位以降の応募者について順次同様に取り扱います）。

- (ア) 魚津市議会により指定議案が否決されたとき
- (イ) 指定管理者の候補者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき
- (ウ) 指定管理者の候補者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき
- (エ) その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合

イ 指定管理者の業務開始後の期間（令和8年4月1日以後）

(ア) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償することとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、魚津市スポーツ施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

(イ) 指定管理者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定の取消しを行うものとします。その場合に発生する損害は合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として協議するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、魚津市スポーツ施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

(7) 前記（3）の協定は、指定という行政処分の約款であり、契約とは異なります。

また、協定で定めた事項については、基本的に改定は行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議の上、協定を改定することができることとします。

- (8) 協定書締結後、指定管理者は令和8年4月1日から管理運営業務が行えるよう諸準備をしてください。

9 その他

- (1) 応募等に係る経費

指定管理者の応募から、業務の引継ぎを行うまでの期間（令和8年3月31日まで）にかかる経費は、応募者が負担することとします。

- (2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置
市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

10 添付資料

- (1) 備品リスト
- (2) 維持管理料決算状況（令和3～6年度）
- (3) 利用及び収入状況（令和2～6年度）
- (4) 利用及び収入状況（令和7年8月実績：とびUO！プール）
- (5) 施設パンフレット
- (6) 第5次魚津市総合計画（スポーツ関係施策抜粋）
- (7) 魚津テクノスポーツセンター条例（令和8年4月1日改正）
- (8) 魚津テクノスポーツセンター条例施行規則（令和8年4月1日改正）

11 問い合わせ先

〒937-0066 魚津市北鬼江 313-2

魚津市教育委員会 生涯学習・スポーツ課 スポーツ係

電話 0765-23-1046、FAX 0765-23-1052、E-mail sports@city.uozu.lg.jp